

モバイルVカード専用V会員番号利用規約

CCCMKホールディングス株式会社

2024年4月22日

第1条（本規約について）

- 1.CCCMKホールディングス株式会社（以下「MKHD」といいます）は、V会員のうち、V会員ネットサービス登録をした会員（V会員規約第1条第1項第1号）で、MKHDより会員本人であることを識別するために割り当てられた番号（以下「カード番号」といいます）が印字されたカード（以下「本カード」といいます）の発行を受けた会員（同第2号）でない者（以下「会員」といいます）に対して、携帯端末向けサービス「モバイルVカード」で表示できるV会員番号である、「モバイルVカード専用V会員番号」（以下「モバイル専用V会員番号」といいます）の発行を行っています。会員は、本規約に基づき、モバイル専用V会員番号の発行を受け、V会員向けサービスをご利用いただけます。
- 2.会員がモバイル専用V会員番号でV会員向けサービスを利用するにあたっては、本規約の他、V会員規約、モバイルVカード利用規約、ポイントサービス利用規約、TSUTAYAフランチャイズチェーンレンタル利用規約、Vマネーサービス利用規約およびVポイントサイトサービス利用規約等が適用されます。本規約に特段の定めのない事項については、ご利用になるサービスに応じて、各規約の条項が適用され、本規約と各規約の条項が矛盾する場合は本規約の条項が優先的に適用されることとします。なお、その場合、各規約で用いられる「カード番号」は、「モバイル専用V会員番号」に、「本カード」は「モバイル専用V会員番号が登録されたモバイルVカード」に、それぞれ読み替えて適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約で用いる言葉の定義は、特段の定めのない限り、V会員規約、モバイルVカード利用規約で用いる言葉の定義と同一とします。

第3条（モバイル専用V会員番号）

- 1.会員は、第4条第1項に記載の手続きをすることにより、モバイル専用V会員番号の発行を受け、モバイルVカードを利用することができます。
- 2.会員は、MKHDが定める方法で認証することにより、モバイルVカードにおいてモバイル専用V会員番号を表示することができます。ただし、モバイルVカードがシステム障害、通信障害その他何らかの事由により利用できない場合は、モバイル専用V会員番号を表示することができません。なお、モバイルVカードに表示されるバーコード番号は、カード番号を変換した番号であり、カード番号そのものではありません。
- 3.会員は、表示されたモバイル専用V会員番号で、カード番号が必要なV会員向けサービスを利用することができます。ただし、モバイル専用V会員番号で利用できるV会員向けサービスの範囲は、モバイルVカード等、一部のサービスに限られます。

第 4 条（お申込方法）

1. 会員は、WEB サイト「V ポイントサイト」（<https://vpoint.net/>）または MKHD が指定するアプリ等から、所定の事項をご入力の上、モバイル専用 V 会員番号の発行の申込を行うことができます。
2. MKHD は、モバイル専用 V 会員番号の発行を申し込む会員が、V 会員規約および V ポイントサイトサービス利用規約等に違反または違反する恐れがある場合、その他 MKHD が不適切だと判断した場合は、当該会員に対しモバイル専用 V 会員番号を発行しない場合があります。
3. モバイル専用 V 会員番号の発行は、本カードを保有されていない会員のためのサービスですので、会員が既に有効な本カードをお持ちの場合は、モバイル専用 V 会員番号の発行を受けることはできません。

第 5 条（本カードへの変更）

1. モバイル専用 V 会員番号の発行を受けた会員は、V ポイントサイトまたは MKHD が指定するアプリ等で所定の手続きを行うことで、当該会員のカード番号に関する情報を、モバイル専用 V 会員番号から本カードに印字されたカード番号に変更することができます。ただし、モバイル専用 V 会員番号で保有している V マネーが 1 円以上ある場合、本カードのうち V マネーサービスの利用ができない本カードには変更できません。
2. 前項の場合、会員がモバイル専用 V 会員番号で保有しているポイントや V マネーは、変更された本カードに移行され、継続してご利用することができます。
3. 第 1 項の場合、モバイル専用 V 会員番号は無効になり、利用ができなくなります。

第 6 条（解除等）

1. 会員が、モバイル専用 V 会員番号の利用の停止を希望される場合は、モバイル専用 V 会員番号の利用の解除手続きが必要です。会員は、V ポイントサイトで所定の手続きを行うことで、モバイル専用 V 会員番号の解除手続きを行うことができます。停止されたモバイル専用 V 会員番号は、無効になり、利用ができなくなります。なお、モバイル専用 V 会員番号の停止を行った後、再度モバイル専用 V 会員番号の利用をご希望される場合には、新規のお申込が必要になります。
2. モバイル専用 V 会員番号は、V 会員ネットサービス登録に基づき発行されるため、V 会員ネットサービス登録している V 会員が除名、退会または V ポイントサイト登録が解除された場合には、モバイル専用 V 会員番号も解除され、利用できなくなります。また、モバイル専用 V 会員番号は、V 会員ネットサービス登録における指定 ID との紐付けを解除して、別の有効なモバイル専用 V 会員番号に変更することはできません。
3. モバイル専用 V 会員番号が登録された携帯端末を紛失・盗難された場合は速やかに V ポイントサイトで所定の手続きを行い、モバイル専用 V 会員番号の停止を行ってください。なお、モバイル専用 V 会員番号の停止を行った後、再度モバイル専用 V 会員番号の利用をご希望される場合には、新規のモバイル専用 V 会員番号のお申込が必要になります。

第 7 条（MKHD による停止・除名措置）

1. MKHD は、会員が V 会員規約第 3 条第 2 項第 1 号のいずれかに該当する場合、モバイル専用 V 会員番号の利用停止・会員の除名措置をとらせていただく場合があります。
2. 前項に該当した場合、モバイル専用 V 会員番号の新たなお申込ができなくなることがあります。
3. 会員の除名措置の場合、モバイル専用 V 会員番号で保有するポイントおよび V マネー残高は失効します。
4. MKHD による利用停止または会員の除名措置により、会員に何らかの損害が生じたとしても、MKHD は一切責任を負わないものとします。

第 8 条（サービス停止・変更・終了）

1. MKHD は、運用上その他の MKHD が必要と認める場合に、事前の通知なく、モバイル専用 V 会員番号に関するサービスの一部または全部を停止または変更することができるものとします。また、MKHD は MKHD 所定の方法で事前に通知することにより、モバイル専用 V 会員番号に関するサービスの提供を全面的に終了することができるものとします。これらの停止・変更・終了に起因する損害については、MKHD は一切の責任を負わないものとします。
2. 本規約上の MKHD の責任を免責する規定にかかわらず、MKHD の故意・重過失、または消費者契約法により MKHD が損害賠償責任を負う場合には、本規約に含まれる免責規定は適用されません。また、MKHD が、会員の損害を賠償する場合であっても、当該損害賠償責任の範囲は、直接かつ現実に発生した損害（付随的損害、間接損害、特別損害および逸失利益は含みません）に限定されます。

第 9 条（規約の変更）

MKHD は、一定の予告期間をおいてモバイル V カード上や、V ポイントサイトへの掲示等 MKHD 所定の方法によって、変更後の本規約の内容を周知することで、本規約を変更することができるものとします。

お客様お問い合わせ先

V ポイントサポートセンター

電話番号 0570-029-294